

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構薬剤師修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構(以下「法人」という。)に薬剤師として勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、法人における薬剤師の確保を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。)第1条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院を除く。以下「大学」という。)において薬学を履修する課程(同法第87条第2項に規定するものに限る。)に在学していること。
- (2) 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第2条に規定する薬剤師の免許(以下「薬剤師免許」という。)を取得した後、直ちに薬剤師として法人に勤務する意思を有していること。
- (3) 他の修学資金の返還の債務がないこと(理事長が特に認める場合を除く。)

(修学資金の額及び貸与期間)

第3条 修学資金の額は、月額10万円以内の額で理事長が別に定める額とする。

- 2 修学資金を貸与する期間は、貸与の決定の日の属する月(理事長が必要と認めた場合にあっては、同日の属する年度の4月)から大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、正規の修業年限を超えては貸与しない。

(連帯保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、理事長が別に定めるところにより、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して返還の債務を負担するものとする。

(貸与の休止)

第5条 理事長は、修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、貸与を行わない期間の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日以後の分として貸与されたものとみなす。

(貸与の打ち切り)

第6条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の貸与を打ち切るものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

第7条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸与を受けた修学資金に利息を付した額(第9条第2項の規定により返還の債務の一部が免除さ

れたときは、免除された額を控除した額)を、当該事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して3月以内に返還しなければならない。ただし、理事長が特に認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

- (1) 前条の規定により修学資金の貸与を打ち切られたとき(第9条第2項の規定により返還の債務の全部が免除されたときを除く。)
- (2) 大学を卒業した日から起算して1年以内に薬剤師免許を取得できなかったとき。
- (3) 薬剤師免許を取得した後、直ちに薬剤師として法人に採用されなかったとき。

2 前項の利息の額は、修学資金の貸与を受けた日の翌日から同項各号のいずれかに該当することとなった日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年5パーセントの割合で計算した額とする。

(返還の猶予)

第8条 理事長は、前条第1項の規定により修学資金を返還すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 次条第1項第1号に規定する事由に該当し、返還の債務の免除を受けようとするとき 免除の決定を受けるまでの間
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると理事長が認めるとき 当該事由が存続する間

(返還の免除)

第9条 理事長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかの事由に該当することとなったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 薬剤師免許を取得した後、直ちに法人の薬剤師として勤務した場合において、その在職期間が修学資金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間(当該期間が5年に満たないときは5年とする。)に達したとき。
- (2) 前号の在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 理事長は、前項に定める場合のほか、修学資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により修学資金を返還することができないと認めるときは、当該修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(遅延利息)

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日からこれを返還した日までの期間に応じ、返還すべき額に年10パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事由があると特に認めるときは、遅延利息の全部または一部を免除することができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。